

# 農林土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

## （農林土木工事共通仕様書の適用）

**第1条** 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

## （農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

**第2条** 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

### （共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

### （現場代理人及び主任技術者等）【変更】

#### 1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

##### 1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。  
② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

### （しゅん工標）【追加】

#### 1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

### （工事成績評定の選択制）

**第3条** 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主觀点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

- （1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行わ

れた場合

- (2) 工事成績表の考查項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考查項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

**(1日未満で完了する作業の積算)**

- 第4条** 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
  - 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
  - 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
  - 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

**(熱中症対策に資する現場管理费率の補正の試行)**

- 第5条** 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理费率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理费率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
  - 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
  - 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理费率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

**(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事)**

- 第6条** 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係

る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

#### （資材価格高騰に対する特例措置）

- 第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。  
2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

#### （下請次数を制限した工事の試行）

- 第8条 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。  
2 受注者は、下請次数が3次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。  
3 受注者は下請次数が3次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### （仮設トイレの洋式化）

- 第9条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。  
2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

#### （建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

- 第10条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次のURLにある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

#### （情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

- 第11条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。  
2 対象工事等は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】  
徳島県CALS/EC HP  
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

### (C C U S 活用推奨モデル工事)

**第12条** 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（C C U S 活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

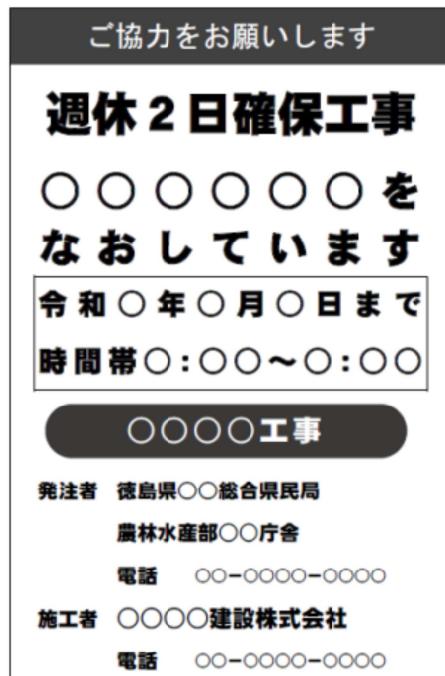
建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（農林）  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

### (週休2日確保工事)

**第13条** 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>



(標示板記載例) 月単位の場合



(標示板記載例) 完全週休2日（土日）の場合

### (暫定単価方式の試行)

**第14条** 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下、「暫定単価」という。）を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。

- 2 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
- 3 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。
- 4 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

**(本工事の特記仕様事項)**

**第15条** 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- ・基礎工の施工前に基礎地盤の支持力を確認し監督員に報告しなければならない。
- ・その他特記事項については「その他特記仕様」のとおり

## その他特記仕様

## 目 次

第 1 章 総 則 -----	1
第 1 条 一般事項 -----	1
第 2 条 施工範囲 -----	1
第 3 条 適用規格 -----	1
第 2 章 機械設備 -----	2
第 1 条 取水井戸ポンプ -----	2
第 2 条 送水ポンプ -----	9
第 3 条 配管材料 -----	13
第 3 章 試験・検査 -----	14
第 1 条 材料検査 -----	14
第 2 条 部品検査 -----	14
第 3 条 工事検査 -----	14
第 4 条 現場試運転調整 -----	14
第 4 章 電気設備 -----	15
第 1 条 一般事項 -----	15
第 2 条 盤仕様 -----	15
第 3 条 盤仕様明細 -----	16
第 5 章 据付工事 -----	19
第 1 条 機器据付 -----	19
第 2 条 配管工事 -----	19
第 3 条 電気配線工事 -----	19
第 6 章 荷造輸送 -----	20
第 7 章 その他 -----	20

## 第1章 総則

### 第1条 一般事項

この仕様書は、田野揚水機場ポンプ設備工事に適用するものであり、本工事は特別仕様書、共通仕様書、設計図書に基づいて誠実に履行しなければならない。

特別仕様書、設計図書に記載された事項は共通仕様書に優先するものとする。

### 第2条 施工範囲

本工事は、下記工事区分に記載の工事を全て施工するもので、請負者は設計図書に基づき監督員と細部事項の打合せを行い、詳細な施工図を作成し承認後施工すること。

#### 承認図

- (1) 製作仕様書
- (2) ポンプ運転特性曲線
- (3) 全体及び各部構造組立図
- (4) 据付配置図（主・小配管）
- (5) 機械基礎図
- (6) 施工計画書

#### 施工範囲

- (1) 主ポンプ、弁類、操作盤、製作据付工
- (2) 吐出管、製作据付工（図示）
- (3) ポンプ基礎工、配線、配管サポート
- (4) 試運転調整費
- (5) 配管工事は送水管接続フランジまでとする。  
(図示)

### 第3条 適用規格

本工事は、次の国内規格に準拠するものとする。

- (1) 日本産業規格 J I S
- (2) 日本電気工業会標準規格 J E M
- (3) 電気規格調査会標準規格 J E C
- (4) 土地改良事業計画設計基準 設計「ポンプ場」
- (5) 水門鉄管技術基準
- (6) 労働安全衛生規則
- (7) その他関係法、規格、基準

## 第2章 機械設備

### 設備概要

本設備は、2箇所の取水井戸から貯留槽へ揚水し、ポンプ槽設置のポンプを用いてかんがい用として送水する設備である。

なお、本仕様書に示す機器はもちろん、管路に支障なきよう製作、施工するものとする。

### 第1条 送水ポンプ

#### 第1節 送水ポンプ

##### 1. ポンプ本体

###### (1) 概要

本ポンプは貯留池から揚水したポンプにより、パイプラインに圧送するためのものである。

###### (2) 仕様

形 式	着脱式水中ポンプ
口 径	φ 80
吐 出 量	0.57 m <sup>3</sup> /min
全 揚 程	11.0 m
回 転 数	SS. 1800 min <sup>-1</sup>
液 質	河川水
電動機出力	3.7 kW
台 数	2 台

###### (3) 構造

###### 1) 駆動装置

ポンプはモータと同一軸を有する一体構造のもので、モータは乾式水中形誘導電動機を使用する。

###### 2) ポンプ本体

①ポンプ本体は点検の容易な構造とする。

- ②ケーシングは内部圧力及び重量に対して、十分な強度を有すると共に、腐蝕、摩擦に強く且つ、長時間の使用に耐える良質鋳鉄製とする。
- ③羽根車は固形物の詰り難い構造とし、材質は良質な鋳鉄製とする。
- ④主軸は良質のステンレス鋼製で、軸径は十分太くモータ軸と一体構造にする。
- ⑤ポンプの軸受は各種荷重に対して十分な容量を有するもので、長時間の連続運転に耐えること。
- ⑥ポンプのケーブル貫通部分は完全に止水出来る構造であるとともに、ケーブルのものでジョイント部には直接外力がかからないようすること。
- ⑦モータ巻線部の異常温度上昇を検知する昇温検知スイッチを内蔵すること。

### (3) 主要部材質

- 1) ケーシング : FC200 または同等品以上
- 2) 羽根車 : SCS13 または同等品以上
- 3) 主軸 : SUS420J2 または同等品以上

### (4) 付属品 (1台につき)

- 1) 着脱装置 1組
- 2) スライド 1組
- 3) ガイドホルダ取付金物 1組
- 4) 基礎ボルト、ナット 1式
- 5) その他必要なもの 1式

## 2. 電動機

### (1) 仕様

形 式	乾式水中モータ
電 力	3.7 kW
電 壓	200 V
周 波 数	60 Hz

極	数	4 P	
回	転	数	$1800 \text{ min}^{-1}$ (同期)
定	格	連 繰	
起	動	方 式	直入れ
台	数	2 台	

## 第2条 弁類

### 第1節 逆止弁

本弁は、ポンプ吐出側に設けるものとする。

#### (1) 仕様

形 式	スイング式
口 径	$\phi 80$
台 数	2 台

#### (2) 構造

本弁は、両フランジ型（JIS 10 K）とする。

本弁は、弁箱に弁体をピン等で接続し、回転が円滑にできるもので、弁にかかる圧力によるバランスをとって、ポンプ停止時衝撃による圧力上昇時に対しても十分耐える強固なものとする。

#### (3) 主要部材質

- 1) 弁 箱 : FC200 または同等品以上
- 2) 弁 体 : FC200 または同等品以上
- 3) 弁 軸 : SUS304 または同等品以上

### 第2節 手動仕切弁

本弁は、ポンプ吐出側に設置され維持管理用に使用するものである。

#### (1) 仕様

形 式	外ネジ式両フランジ型
口 径	$\phi 80$
開閉方式	丸ハンドル式
台 数	2 台

#### (2) 構造

本弁は、外ネジ式両フランジ型  $10\text{kg}/\text{cm}^2$  とし、構造がシンプルで、かつ弁棒ねじ部が流体にふれていない為、長期間の使用に耐え、スムーズな開閉操作が可能なもととする。また、基本寸法は JIS B 2031 に準じたものとする。

### (3) 主要部材質

- |        |   |               |          |
|--------|---|---------------|----------|
| 1) 弁 箱 | : | FC200         | または同等品以上 |
| 2) 弁 体 | : | FC200         | または同等品以上 |
| 3) 弁 座 | : | SUS304/SUS403 | または同等品以上 |
| 4) 弁 棒 | : | SUS304        | または同等品以上 |

### 第3節 圧力タンク

本圧力タンクは、送水ポンプ吐出管に接続されるものであり、ポンプの自動運転、自動送水用に設置するものである。

#### (1) 仕様

形 式	自己空気補給式
据 付 方 式	縦 形
容 量	3.0 m <sup>3</sup>
補 器 類	200V 仕様
台 数	1 基

#### (2) 付属品

- |              |    |
|--------------|----|
| 1) 基礎ボルト、ナット | 1式 |
| 2) 空気補給槽     | 1式 |
| 3) 点検用マンホール  | 1個 |
| 4) 圧力スイッチ    | 1式 |
| 5) 電動弁       | 1式 |
| 6) その他弁類     | 1式 |
| 7) 直読式液面計    | 1組 |
| 8) タンク周り配管   | 1式 |
| 9) 端子箱       | 1式 |
| 10) その他必要なもの | 1式 |

#### (3) その他

円滑な揚水機能を満たす目的から、当該圧力タンクの材料使用届(承諾図)提出時は、本機場で使用する主ポンプ性能を基に、圧力水槽容量計算書の提出するものとする。

### 第3条 配管材料

#### 第1節

吐出配管はSUS製配管又はJIS G 3459配管用炭素鋼鋼管とし、  
钢管部は下記の塗装仕様とする。

塗装仕様	施工場所	塗装種類	工程	塗料名	膜厚 ( $\mu\text{m}$ )
吐出管	工 場	エポキシ系	素地調整	1種ケレン	
			第1層	液状エポキシ樹脂塗料	80 $\mu\text{m}$
			第2層	液状エポキシ樹脂塗料	80 $\mu\text{m}$
	合 計				160 $\mu\text{m}$

## 第3章 試験・検査

### 第1条 材料検査

主要部材について行うものとし、試験成績表その他監督員の指示する書類を提出し、承認を受けることにより検査に代えることができるものとする。

### 第2条 部品検査

材料検査と同じ。

### 第3条 工事検査

ポンプ及び電動機等の主要機器は、製作工場において組立完了後監督員の立会いの上性能試験を行い、検査記録の承認を受けた後現場に搬入するものとする。

### 第4条 現場試運転調整

据付等全て完了後監督員の立会いの上、各機器動作試験、試運転調整を行い異常なきことを確認するものとする。

また、これに要する費用は、一切請負者の負担とする。

## 第4章 電気設備

### 第1条 一般事項

本機場の電気設備は、ポンプ及び補機類の機能を発揮させるための制御機器その他電気品一式の製作ならびに配線工事等一切の施工を行うもので製作、施工に際しては、確実な運転及び故障の絶無を期するものとする。また、保守点検は容易であり、保安業務上の安全性について十分な配慮をすること。

### 第2条 盤仕様

#### (1) 盤構成

ボンブ盤	×1面
引込計器盤	×1面
付属品	×1式
予備品	×1式

#### (2) 供給電源

本設備は、四国電力により下記の電源の供給を受けるものとする。

供給電源：3φ 3W 200V 60Hz

#### (3) 配線

別紙配線図による。

#### (4) 板厚

全て2.3t以上とする。

### 第3条 盤仕様明細

(1) ポンプ操作盤	(No.2 ポンプ制御盤) 仮称
1) 所要面数	1面
2) 形式	屋外閉鎖鋼板製自立形前面扉付
3) 概略寸法	幅 800 × 高さ 1950 × 奥行 500 (mm)
4) 盤面取付器具	
・名称銘板	1式
・集合表示灯 (縦3×横7窓)	1台
・電圧計	1台
・電流計	3台
・切換スイッチ (手動-自動)	2台
・切換スイッチ (No. 1-交互-No. 2)	1台
・操作スイッチ (停止-運転)	3台
・表示灯 (停止・運転表示)	6台
・運転時間計	3台
・押釦スイッチ	2台
・ブザー	1台
・その他必要なもの	1台
5) 盤内取付器具	
・配線用遮断器 3P 60AF	2台
・配線用遮断器 3P 30AF	1台
・配線用遮断器 2P 30AF	2台
・漏電遮断器 3P 60AF 30mA	2台
・漏電遮断器 3P 30AF 30mA	1台
・電磁開閉器	3台
・電磁接触器	3台
・変流器 20/5A	2台
・変流器 10/5A	1台
・避雷器	1台
・進相コンデンサ 75μF	2台

・進相コンデンサ	30 $\mu$ F	1	台
・リアクトル	L = 6 %	3	台
・盤内照明		1	台
・ドアスイッチ		1	台
・除湿器		1	台
・補助継電器		1	式
・限時継電器		1	式
・水位検出器 (フロートレススイッチ)		1	式
・端子台		1	式
・その他必要なもの		1	式

## 第5章 据付工事

### 第1条 機器据付

着脱ベンドは、所定の位置に十分な芯出しを行い、鋼製ウエッジ・ライナーを使用して芯出し調整を行い基礎ボルトを締め付けるものとする。

### 第2条 配管工事

主配管は、配管後その荷重の多くが接合フランジ面にかかる様、要所は配管サポート等により支持を行い、不等な応力が掛かる様に施工すること。

各弁類は、全て見やすく取扱いのしやすい場所に集合し、適当な支持金具で固定し運転中振動を生じないようにすること。

### 第3条 電気配線工事

(1) 本工事はポンプ場の動力、制御配線工事及び構内引込柱、引込点二次側以降の配線工事とする。但し、最寄の電力会社電柱より引込柱までについては、請負者が四国電力への申請手続きを行うものとする。

(2) 本工事は電気工作物規定等、諸規格に基づき施工するものとし、使用する器具、材料のうち電気用器具取締規則の適用を受けるものは形式承認済のものとする。

(3) 配線施工に際しては、監督員と十分協議の上その指示に従うものとする。

(4) 本工事施工に伴う一切の手続きは、請負者の負担に於いて行うものとする。

## 第6章 荷造輸送

各機器の荷造りは、厳重に施し、輸送途上及び格納中に破損発錆吸湿等の無いように留意し各製品の現地搬入にあたっては、工場試験合格後あらかじめ輸送計画を監督員と打ち合せ、その指示に従って行うものとする。

## 第7章 その他

- (1) 工事完了後、直ちに完成図書を作成し提出すること。
- (2) 試運転調整時には指導員を派遣し、その指導にあたる。